

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、綾歌郡永富池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）永富地区）を行うことについて平成24年9月27日適当と決定した。

その関係書類を綾川町経済課において平成24年10月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成24年10月5日

香川県知事 浜 田 恵 造